

学校予防接種要件

ペンシルバニア州内の通学生用

(SCHOOL VACCINATION REQUIREMENTS FOR ATTENDANCE IN PENNSYLVANIA SCHOOLS)

すべての学年で通学するには、以下のものがが必要です:

- 破傷風、ジフテリア、無細胞百日せきワクチンを4回接種* (4歳の誕生日以降に1回接種)
- ポリオワクチンを4回接種 (4歳の誕生日以降に4回目の接種を行い、前回の接種から少なくとも6か月経過後) **
- 麻疹、おたふく風邪、風疹ワクチンを2回接種***
- B型肝炎を3回接種
- 水痘 (水ぼうそう) を2回接種または免疫獲得の証拠

*通常はDTPまたはDTaPとして接種、医学的に推奨される場合はDTまたはTdとして接種

**3回目の予防接種が4歳以上であり前回の接種から少なくとも6か月経過後に実施された場合は、4回目の接種は不要

***通常はMMRとして投与

登校初日 お子様が医学的または宗教的/哲学的な理由で免除を受けていない限り、上記の予防接種を少なくとも1回接種していないと除籍処分を受けるリスクがあります。

- お子様が上記のすべての接種を受けておらず、追加の接種が必要で、次の接種が医学的に適切である場合、登校開始から5日以内にその接種を受けなければならず、そうでない場合は除籍処分を受けるリスクがあります。次の接種が一連の接種の最終接種でない場合、お子様は必要な予防接種を受けるために、登校開始から5日以内に医療計画 (赤色と白色のカード) も提出しなければなりません。
- お子様が上記のすべての接種を受けておらず、追加の接種が必要で、次の接種が医学的に適切でない場合、必要な予防接種を受けるために、登校開始から5日以内に医療計画 (赤と白のカード) も提出しなければなりません。
- 医療計画に従わなければ除籍処分を受けるリスクがあります。

7年生の通学用:

- 7年生の登校初日に破傷風、ジフテリア、無細胞百日せき (Tdap) ワクチンを1回接種。
- 7年生の登校初日に髄膜炎菌結合ワクチン (MCV) を1回接種。

7年生の登校初日に、お子様が医学的または宗教的/哲学的な理由で免除を受けていない限り、上記の予防接種を受けなければならず、そうでない場合は除籍処分を受けるリスクがあります。

12年生の通学用:

- 12年生の登校初日にMCVを1回接種。
お子様が16歳以上で1回の接種を受けた場合は、12年生の接種として見なされます。

12年生の登校初日に、お子様が医学的または宗教的/哲学的な理由で免除を受けていない限り、上記の予防接種を受けなければならず、そうでない場合は除籍処分を受けるリスクがあります。

**入学時、7年生、
12年生に必要な
予防接種は、その
後の各学年でも
引き続き接種必
須です。**

これらの要件を満たすことで、医学的理由、宗教的信念、または哲学的/強い道徳的または倫理的信念が理由の予防接種免除が認められます。お子様が予防接種を免除されている場合でも、ワクチンで予防できる病気の発生時には除籍処分を受ける可能性があります。

ペンシルベニア州の学校予防接種要件は、28 Pa.CODE CH.23 (学校予防接種) に記載されています。詳細を知るには、医療提供者に連絡するか、1 -877-PA-HEALTHにお電話ください。



Japanese
pennsylvania
DEPARTMENT OF HEALTH